

宇都宮市まちづくりセンター消防設備保守点検業務仕様書

1 目的

宇都宮市まちづくりセンターに設置してある消防用設備等を消防法に基づく定期保守点検及び保守点検及び保守整備を行い、緊急事態発生時に異常なく有効な機能を確保することを目的とする。

2 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

3 業務内容

消防法、同法施行規則、消防用設備等の点検の期間方法及び結果報告書の様式を定める告示等関係法令に基づく消防用設備等の保守点検

4 点検方法及び対象設備

別紙「消防用設備等保守点検方法」のとおり。

5 報告

- (1) 指定管理者は、保守点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ市に連絡すること。
- (2) 指定管理者は、年間業務実施工程表を業務開始前に、また点検毎に業務完了届を作成すること。

6 経費の負担

指定管理者は、保守点検業務にあたり、すべての経費を負担するものとする。

7 特記事項

- (1) 点検を行う者は、消防用設備の点検を行うための都道府県知事の発行する資格を有する者であること。
- (2) 業務に従事するものの名簿及び資格書の写しを業務実施前に、整備すること。
- (3) 法令で定められている消防用設備等点検結果報告書は、指定管理者が関係機関に提出すること。
- (4) 点検に際し機器等に異常が認められたときは、速やかに必要な措置をこと。
- (5) 委託期間中に不測の事態が生じた場合は、速やかに保守整備を行うこと。
- (6) 善良な管理者の注意をもって、業務にあたること。
- (7) 業務の遂行にあたっては、事故のないよう十分注意をすること。
- (8) 職務上知り得た事項を他に漏らさないこと

消防用設備等保守点検方法

	設 備	点検方法	点 検 内 容	点 検 の 回 数
1	消火器具 誘導灯	外観点検 機能点検	消防用設備機器の適正な配置，損傷等の有無，その他外観から判断できる事項及び機器の機能について外観から又は簡易な操作により判断できる事項を点検・確認。	6か月に1回
2	自動火災 報知設備	外観点検 機能点検	同 上	6か月に1回
	非常用 放送設備 非常電源 設備	総合点検	消防用設備機器の全部若しくは，一部を作動させ，又は使用することにより，総合的な機能を点検確認。	総合点検 (外観・機能点 検含む) 年1回